



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1166	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	1
1167	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	1
1168	地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課).....	2
1169	"	(").....	2
1170	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
1171	"	(").....	3
1172	"	(").....	3
1173	"	(").....	4
1174	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1175	道路の供用開始	(").....	5
1176	道路の区域変更	(").....	5
1177	道路の供用開始	(").....	5
1178	道路の区域変更	(").....	6
1179	道路の供用開始	(").....	6
1180	道路の区域変更	(").....	6
1181	道路の供用開始	(").....	7
1182	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
1183	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	7
1184	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	8

○ 正誤

平成23年10月18日付け和歌山県報第2299号和歌山県告示第1101号中	9
---------------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第1166号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
山内亨	整形外科	紀和病院	橋本市岸上18-1	平成 23.9.29

和歌山県告示第1167号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120941	児童デイサービス 親と子の広場・アン	和歌山市土入25-1	児童デイサービス	障害児	特定非営利活動法人きのくに子どもNPO	和歌山市福島487	平成23.11.1	平成29.10.31

和歌山県告示第1168号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課

3 縦覧期間

平成23年11月4日から平成23年11月27日まで

和歌山県告示第1169号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

- (1) 紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）
- (2) 紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

(1) 紀中地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課

(2) 紀南地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課

3 縦覧期間

平成23年11月4日から平成23年11月27日まで

和歌山県告示第1170号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字中峯字新田38の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1171号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字押手字北野661、662の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北野661（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1172号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字沼字沼壺495の1・498（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

字沼壺495の1・498（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1173号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字崎山711

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字七色字倉ノ元1番1地先から同村大字竹原字上ミ地112番地先まで	旧	5.10 ） 20.50	1,043.30	
同上	新	5.10 ） 20.50	1,043.30	
		10.30		

同上	新	4 58.70	1,010.90
----	---	------------	----------

和歌山県告示第1175号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字七色字倉ノ元1番1地先から同村大字竹原字上ミ地112番地先まで

供用開始の期日 平成23年11月4日

和歌山県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村柳瀬字小柳瀬14番8地先から同市龍神村福井字上ハ平407番1地先まで	旧	4.50 4 20.60	3,571.60	県道田辺龍神線と重用 柳瀬棧道橋 L=16.00 宮ノ瀬橋 L=85.00 福井橋 L=96.70 手谷橋 L=13.60
同上	旧	10.00 4 43.20	2,020.00	県道田部龍神線と重用 上福井トンネル L=660.00 祇園橋 L=96.00 下福井橋 L=464.00 大正橋 L=150.00
同上	新	12.40 4 20.50	2,020.00	県道田辺龍神線と重用 上福井トンネル L=660.00 祇園橋 L=96.00 下福井トンネル L=464.00 大正橋 L=150.00

和歌山県告示第1177号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

る。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村柳瀬字小柳瀬14番8地先から同市龍神村福井字上ハ平407番1地先まで

供用開始の期日 平成23年11月4日

和歌山県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字西谷1645番4地先から同市桃山町黒川字西谷408番1地先まで	旧	4.70 } 10.30	62.20	
同上	新	9.00 } 13.65	62.20	

和歌山県告示第1179号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町黒川字西谷1645番4地先から同市桃山町黒川字西谷408番1地先まで

供用開始の期日 平成23年11月4日

和歌山県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市秋津町字安井124番3地先から同市秋津町字中芝271番11地先まで	旧	14.70) 18.20	158.80	
同上	新	17.20) 21.50	158.80	県道上富田南部線と重複 L=138.60

和歌山県告示第1181号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市秋津町字安井124番3地先から同市秋津町字中芝271番11地先まで

供用開始の期日 平成23年11月4日

和歌山県告示第1182号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3145	岩出市中黒字鐘付380番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 23.10.27	6.00	25.58

和歌山県告示第1183号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書をみなべ町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで縦覧に供する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 しゅん功認可を受けた者

(1) 所在地 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

- (2) 名称 みなべ町
(3) 代表者住所 和歌山県日高郡みなべ町筋776番地
(4) 代表者氏名 みなべ町長 小谷芳正

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場64番地2、66番2及び68番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点を順次結んだ線及び7の地点と1の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位(D.L.+1.78m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院三等三角点「高田」(北緯33度46分30.2871秒、東経135度17分10.4367秒)を

基点とし、300度38分07秒 429.77mの地点

2の地点 1の地点から242度34分56秒 15.61mの地点

3の地点 2の地点から332度34分56秒 30.00mの地点

4の地点 3の地点から242度34分56秒 4.64mの地点

5の地点 4の地点から332度34分56秒 3.50mの地点

6の地点 5の地点から62度34分56秒 3.10mの地点

7の地点 6の地点から332度34分56秒 40.29mの地点

(3) 面積

685.04平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成22年6月10日 21和歌山県指令港振第497号

4 しゅん功認可年月日

平成23年10月25日

和歌山県告示第1184号

平成23年度可動式観覧席の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

可動式観覧席 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成23年10月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社貴志

和歌山県和歌山市橋丁34番地

5 落札金額

65,100,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,100,000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年9月2日

正 誤

正 誤

平成23年10月18日付け和歌山県報第2299号和歌山県告示第1101号中

ページ	行目	誤	正
2	上から20	平成33年	平成28年
3	下から11		